

# 市営住宅だより

No. 4 2020年(令和2年)春号

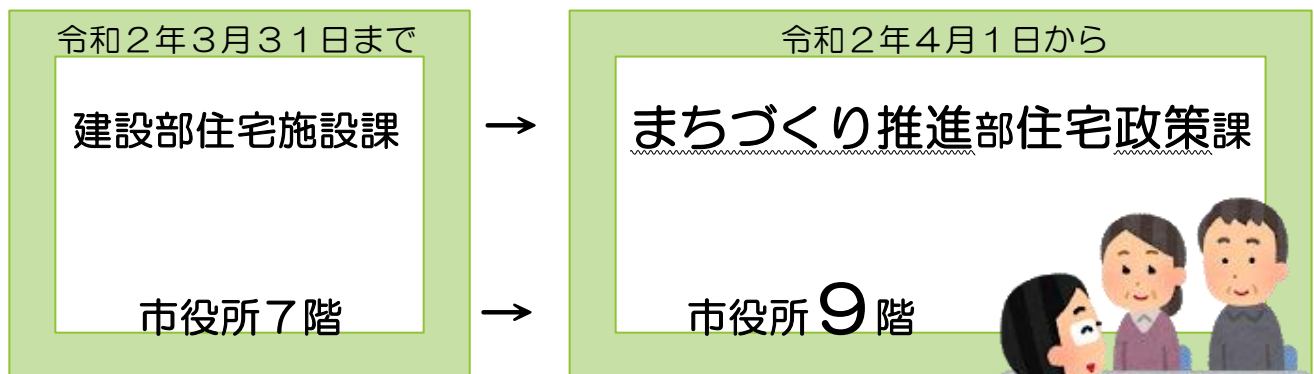


肌にふれる風も快く感じられる季節となりましたが、皆さんいかがお過ごしですか。今年度の2回目の住宅だよりを作成しました。入居者の皆さんにとって大切なお知らせですので、内容を十分に確認してください。



## 担当する 部課名と執務場所 が変わります

これまで、市営住宅の業務を行っていた「建設部 住宅施設課」の住宅担当ですが、市の組織改正に伴い、令和2年4月から変更になります。



\*電話番号の変更はありません。

◎市からの文書等の差出人違いによる誤った破棄や、ご来庁時の階の間違いにはご注意ください。



## 令和2年度の工事予定

- ①道場山住宅E・F棟 外壁改修、屋上防水改修、共用部の照明器具取替
- ②杵ヶ島住宅A・B棟 外壁改修、屋上防水改修、共用部の照明器具取替
- ③篠木住宅B棟 エレベーターの電気、機械設備改修



上記①②の工事に際して、廊下やベランダの荷物等の撤去をお願いすることになりますので、今のうちから片付けをお願いします。また、建物を囲うように足場を建てますので、駐車場所の移動をお願いする場合があります。詳細な工事案内は施工業者決定後に配布します。

## 提出物のお願い① ～車を購入したら車検証の写しを～

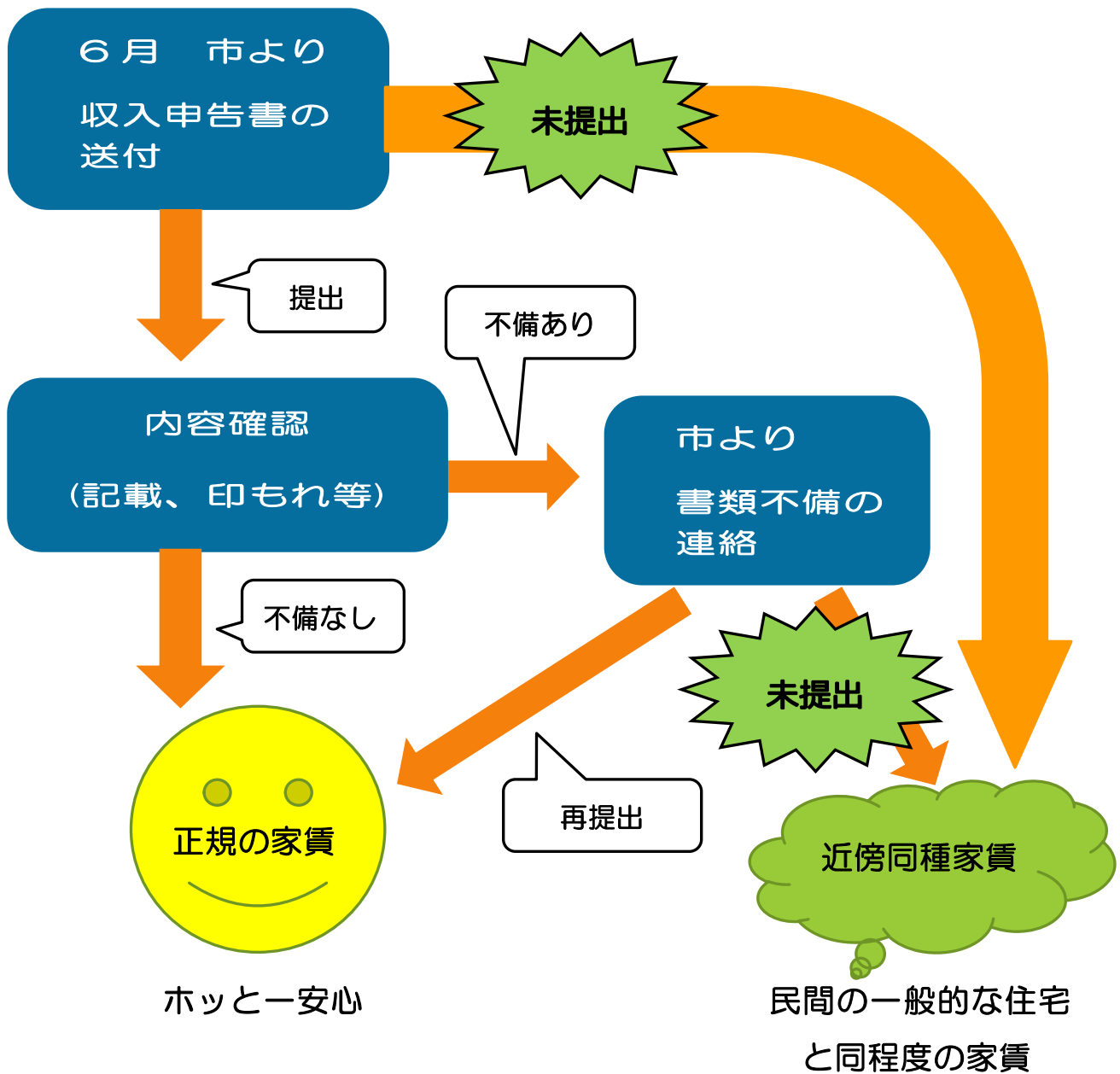
車の買い替えで車庫証明を希望する方は、当課で「保管場所使用承諾証明書」の交付を受けてください。その後、車検証が出来ましたら、その写しを提出してください。

なお、駐車場使用料に未納がある場合は、全額納付後でないと、証明書の交付が出来ませんので、ご承知おきください。

## 提出物のお願い② 家賃決定の必需品！ 出さないと…

市営住宅は各世帯の所得に応じて毎年家賃を算定します。そのため、毎年6月に送付している「収入申告書」を必ず提出してください。内容に不備がある時は、再提出をお願いすることになりますので、記入例を参考に、正確に記載してください。また未提出の場合、家賃は近傍同種（民間並み）の最高額を適用するため、本来の収入に応じた場合と比べて高くなってしまいます。必ず期限までに提出してください。





## 収入超過者・高額所得者と認定された方は



市営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で供給する住宅です。したがって、入居後に基準所得月額を超えた世帯には明渡しをお願いし、新たに入居を希望する方へ住宅を提供しています。こうした趣旨から公営住宅法等では特に高額な所得の世帯について、自主的な明渡しをしていただけない場合、法的措置によって住宅を明渡しいただきますので、ご承知おきください。

## 孤立死を未然に防ぐために

最近、亡くなられたことに親族や近隣の人々が気付かず、日数を経てから発見されてしまう、という報道が増加している様に思います。「孤立死」を未然に防ぐためには、人と人のふれあいが大切です。普段から隣近所へ挨拶や声掛けのコミュニケーションをとり、体の不自由な人や、高齢者を支え合う共助意識を高めましょう。

### チェック！ こんなときは『地域見守りホットライン』へご連絡を！

- ポストに郵便物や新聞がたまっている
- 雨戸やカーテンがずっと閉まっている
- 同じ洗濯物が干され続けている
- 住宅から異臭や異音がしている
- 隣人などから最近姿を見かけないとの情報が入った
- 体が異常に汚れているなど、本人の体の状態が不自然である
- 無表情でふさぎ込む、話をしようとしなない



地域見守りホットライン 24時間対応  
春日井市健康福祉部地域福祉課内  
TEL：0568-85-6196



【編集と発行】

春日井市鳥居松町5丁目44番地

建設部住宅施設課(0568) 85-6294